

各報道機関 様

食中毒の発生について

令和8年5月2日（土）午後2時30分

旭川市保健所衛生検査課
TEL：0166-26-1111
内線：2973、2974

1 探知

令和8年4月30日（木）午後2時頃、市内医療機関からカンピロバクター腸炎と診断した患者2名（以下「有症者」という。）について、食中毒患者等届出票の提出があった。

2 概要

当所で調査した結果、令和8年4月25日（土）に市内飲食店（以下「当該施設」という。）で調理し、提供された食品を喫食した3グループ12名中2名が、令和8年4月27日（月）午後11時以降、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが判明した。

有症者の共通食及び共通行動が当該施設で調理し、提供された食品の喫食に限られること、有症者の症状がカンピロバクター属菌によるものに一致すること、及び有症者を診察した医師から食中毒患者等届出票が提出されたことから、令和8年4月25日（土）に当該施設で調理し、提供された食品を原因とするカンピロバクター属菌による食中毒と判断した。

3 有症者の状況

(1) 有症者数：2名

有症者は、おおむね快方に向かっている

(2) 主な症状：下痢、腹痛、発熱等

4 病因物質

カンピロバクター属菌

5 原因食品

令和8年4月25日（土）に当該施設で調理し、提供された食品

※有症者が喫食した主なメニュー

とりわさ、刺身盛り合わせ、モッツァレラの揚げ出し、たこ唐揚げ、ザンギ等

6 原因施設

(1) 施設名：旨食酒場和たる

(2) 施設所在地：旭川市3条通6丁目686-3LC2号館2F

(3) 営業者：関口渡

(4) 業種：飲食店営業

7 違反条項

食品衛生法第6条第3号違反

8 対応

本日、原因施設の営業者に対し、食品衛生法の規定に基づき、令和8年5月2日（土）から令和8年5月3日（日）までの2日間、営業停止を命ずるとともに、施設内の清掃消毒の徹底、衛生管理計画等の検証、食品の衛生的な取扱いに係る衛生教育などを指示した。

本件に関するお問い合わせは、本日午後4時30分までとさせていただきます。

食中毒の発生について

旭川市内において、食中毒が発生しましたのでお知らせします。

発生年月日	令和8年4月27日（月）	
有症者数	2名 有症者は、おおむね快方に向かっている	
有症者の症状	下痢、腹痛、発熱等	
原因食品	令和8年4月25日（土）に原因施設で調理し、提供された食品 ※有症者が喫食した主なメニュー とりわさ、刺身盛り合わせ、モッツアレラの揚げ出し、 たこ唐揚げ、ザンギ等	
原因施設	名 称	旨食酒場和たる
	所在地	旭川市3条通6丁目686-3LC2号館2F
	営業者	関口 渡
	業 種	飲食店営業
病因物質	カンピロバクター属菌	
行政処分等	理 由	食中毒（食品衛生法第6条第3号違反）
	内 容	原因施設の営業の停止 令和8年5月2日（土）から5月3日（日）までの2日間
備 考		